

Mirai みらい

特集

「SDGs」を知ろう
～ジェンダー平等が鍵となる～

：P2-3



Contents

P4-5 PICK UP

“多様な働き方”を可能にし、男女が共にイキイキと働ける職場を実現

P6 講座レビュー

出前講座のご案内

P7 千葉市からのお知らせ

P8 知ってる？

ミライを支えるキーワード



「SDGs」を知ろう

すべての人々にとってより良い世界をつくるために、2015年9月に国連総会で世界共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」が合意されました。SDGsでは、貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指しています。その中でもジェンダー平等は、貧困や飢餓を撲滅し、健康を促進することと同様の目標となっています。ここでは、世界各国と日本におけるジェンダー平等の現状を確認しながら、SDGs達成に向けた課題を考えていきましょう。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは？

SDGsは、2001年に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の「ゴール」、169の「ターゲット」から構成されています。発展途上国のみならず、先進

国自身が取り組むユニバーサル（普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組まなければなりません。

※「ミレニアム開発目標（MDGs）」

2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」をもとにまとめられた、2015年までに達成すべき国際社会共通の目標。極度の貧困と飢餓の撲滅や初等教育の普及達成など、8つの目標が掲げされました。

● 持続可能な開発目標（SDGs）として掲げられた17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
					<p>2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p>

ジェンダー・ギャップ110位の日本

17の目標は相互に関係するもので、

総合的な取り組みが必要です。例えば、気候変動対策や平和の確保を行わずに、飢餓ゼロを達成することはできません。何より、人類の半数を占める女性の権利と参画が保証されなければ、他の目標を達成することはできません。「ジェンダー平等の実現」は、すべての目標達成に欠かせない、とても重要な課題の一つです。

では、日本におけるジェンダー平等は世界の中でどの程度進んでいるのでしょうか？世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している、各国の社会進出にお

ける男女格差を示す指標「ジェンダー・ギャップ指数」2018年版では、調査対象となった149か国の中、日本は110位となっています（図表①参照）。日本は過去最低を更新した2017年（114位）より4ランク浮上したもの、依然、G7の国の中では最下位となっています。

日本のジェンダー・ギャップが若干解消した主な背景として、WEFは「過去1年間で職場環境が若干改善した」と評価している一方、「日本は依然として相対的に男女平等が進んでいない経済圏の一つ」と厳しく指摘しています。

日本をはじめ世界は、2000年から2015年に掲げられた「ミレニアム開発目標（MDGs）」のもとでジェンダーの平等を前進させました。しかしながら、女性であるというだけで様々な差別を受けるケースがあります。

この課題をターゲットにしたSDGsにおける目標が「5 ジェンダー平等を実現しよう」です。

目標5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることを目指しています。女性に対する差別、暴力、

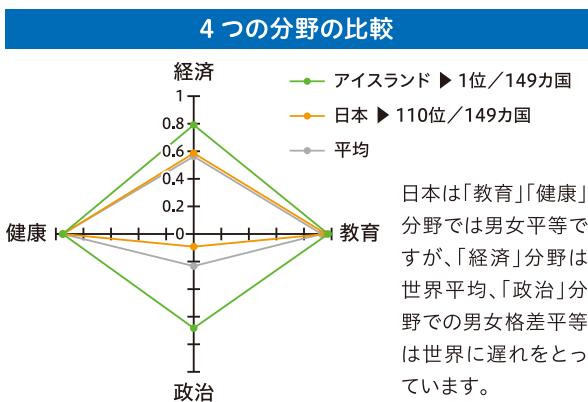


女性も男性も社会的に平等に 「5 ジェンダー平等を実現しよう」

図表① ジェンダー・ギャップ指数2018 上位国及び主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
10	ナミビア	0.789
12	フランス	0.779
14	ドイツ	0.776
15	英国	0.774
16	カナダ	0.771
51	アメリカ	0.720
70	イタリア	0.706
75	ロシア	0.701
103	中国	0.673
110	日本	0.662
115	韓国	0.657

この指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味しています。



出典参考：内閣府男女共同参画局HP

SDGsを達成するためには、私たち一人ひとりが「自分にできることはなんだろう？」と自分ごととして考えることが必要です。例えば、ジェンダー平等の実現のためには、「職場で差別があつたら声を上げる」「国や地方自治体のリーダーを選ぶ権利を上手に使う」など、日常の中できることが複数あります（参考／国際連合広報センターHP）。家庭・学校・職場等、身近な人と協力しながら、できることからアクションを起こしていきましょう。



不利益な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定の場への参加とリーダーシップの機会を確保し、妊娠や出産に関する女性の権利を守ることを掲げています。そのために、女性と男性が対等となる権利を共有する改革に取り組み、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するための適正な政策または拘束力のある法規を導入・強化させることを目標としています。

“多様な働き方”を可能にし、男女が共にイキイキと働ける職場を実現

“社会保険労務士法人ハーモニー”で、社労士が行う手続きの補助業務や給与計算などを担当されているお二人。三人のお子様の子育てと仕事を両立させている武藤 智子さんと、意欲的に仕事に向き合いながらも祖母の介護を続けた五十嵐 優香さんにスポットを当て、お話を伺いました。



五十嵐 優香さん

武藤 智子さん

出産・子育てと仕事を両立

心強い職場の仲間の支えで苦境も乗り越えました

——お子様がいらっしゃると聞きました。
武藤 智子さん

はい、高校3年生、中学3年生、小学3年生の3人です。

1人目を妊娠したときは他社でパート勤務をしていましたが、育休しかない状況でした。1年ほど育児に専念したのちに、働きたい気持ちがあつて、別の会社でパート勤務を始めました。そこに在籍中、2人目を妊娠。出産後も仕事を続けましたが、妊娠後も仕事を続けましたが、会社が閉鎖となり、やむなく辞めることになりました。ハーモニーにパートで入社したのは、2人の子どもが6歳と3歳のときです。

——2人のお子様の育児をしながら仕事を続けられたのですね。

ええ、入社して2年後に3人目を妊娠しました。ハーモニーはパートに対しても育児休暇制度が整っているため、約1年間のお休みをいただき復帰しました。休職中、「会社に戻れる」という安心感を持てたこと、育児休業給付をいただけたこと、そして復帰できたことは、本当にありがたかったです。

——復帰後の毎日のタイムスケジュールを教えてください。

朝は6時に起き、洗濯、お弁当と朝食作り。7時半くらいに朝食をとり、8時には子どもを保育園へ送り、出社。当面は15時45分までの勤務にさせていただき、保育園へお迎えに。帰つてからのはうが忙しかったですね。

——両立で苦労されたのは、どのよう

なことですか？

やはり、子どもの急な発熱などですね。その場合は、職場の皆さんが出張してくださり対応できました

が、それでもどうしても休めないと

きは、3人目にして初めて病児保育

が、1人目を妊娠したときは他社でパート勤務をしていましたが、育休しかない状況でした。1年ほど育児に専念したのちに、働きたい気持ちがあつて、別の会社でパート勤務を始めました。そこに在籍中、2人目を妊娠。出産後も仕事を続けましたが、妊娠後も仕事を続けましたが、会社が閉鎖となり、やむなく辞めることになりました。ハーモニーにパートで入社したのは、2人の子どもが6歳と3歳のときです。

——2人のお子様の育児をしながら仕事を続けられたのですね。

ええ、入社して2年後に3人目を妊娠しました。ハーモニーはパートに対しても育児休暇制度が整っているため、約1年間のお休みをいただき復帰しました。休職中、「会社に戻れる」という安心感を持てたこと、育児休業給付をいただけたこと、そして復帰できたことは、本当にありがたかったです。

——復帰後の毎日のタイムスケジュールを教えてください。

朝は6時に起き、洗濯、お弁当と朝食作り。7時半くらいに朝食をとり、8時には子どもを保育園へ送り、出社。当面は15時45分までの勤務にさせていただき、保育園へお迎えに。帰つてからのはうが忙しかったですね。

子育てと仕事の両立に悩む方もいらっしゃると思いますが、働く女性をサポートする環境は整ってきていると感じます。チャンスがあれば、踏み出していただきたいですね。

介護と仕事を両立

上司への密な相談と情報共有で両立を実現しました

五十嵐 優香さん

——五十嵐さんは介護をされていたのですね。

ええ、前職の在籍中に祖母の介護をすることになり、フルタイムで働くことが厳しくなって退職しました。「介護しながらパートで働くことができる職場はないか」と探していったところハーモニーに出会い、パート勤務で入社しました。最初は週3日、9時～15時45分の勤務でしたが、介護と仕事のペースをつかんでからは徐々に勤務時間と日数を増やし、最終的には週5日、9時～17時の勤務となりました。

——どのようなタイムスケジュールでしたか？

message

社会保険労務士法人ハーモニー

代表社員 徳永 康子さん

当事務所は、ワーク・ライフ・バランスを大切にしています。人は一人で生きているのではありません。長い人生の中には家族や仕事の仲間など、お互いに助け合わなくてはならない時もあります。

ご縁があって社会保険労務士法人ハーモニーに入社したのですから、お客様に満足していただける社会保険労務士として人材育成にも注力しています。おかげさまで昨年「グッドキャリア企業アワード2018」の「イノベーション賞」を受賞することができました。

取り組みとしては、評価制度を取り入れ、面接を通して各人のレベルアップに応じて昇格でき、段階的に専門的な仕事ができるようにしています。こうした社内での取り組みを生かし、お客様には「より良い会社になるための施策・ノウハウ」もご提案しています。

今の社会は、性別や年齢に関係なく、誰でもビジョンを描き、チャレンジすることができます。私自身、子育てが一段落してから社労士になるための勉強を始め、資格を取得しました。働く皆さんには、自分の夢をあきらめることなく、悔いのないように挑戦していただきたいと願っています。

【略歴】

1997年11月に徳永社会保険労務士事務所を開業。
2006年、第一回特定社会保険労務士試験に合格。
2013年11月に社会保険労務士法人ハーモニーを設立。厚生労働省千葉地方労働審議会委員、千葉県社会保険労務士会理事。



誰もが働きやすい職場を目指した

“社会保険労務士法人ハーモニー”の取り組み

2011 「千葉市男女共同参画推進事業者」登録

2013 「千葉県男女共同参画推進事業所 奨励賞」受賞

2014 「くるみん」認定

2016 「プラチナくるみん」認定

2018 厚生労働省主催「グッドキャリア企業アワード イノベーション賞」受賞

「くるみん」「プラチナくるみん」とは…

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定です。

ので、昼休みには家へ戻り、祖母の様子を見ながら昼食をとり、夕食の支度をして再び事務所へ戻つて仕事をしました。徳永代表は「自由に調整しながら両立して」と言ってくださったので、直属の上司に相談し、働きやすい環境をつくっていただきました。中抜けさせていただき、大変助かりましたね。

——介護との両立はご苦労もあったことでしょう。

週末に祖母の具合が悪くなり、月曜日に病院に連れていくことも多かったです。そのときは、日曜のうちに上司に連絡し、月曜にすべき仕事を伝達。そうして職場の皆さんがあつたですね。

——介護を終えた今、どのような働き方をされていますか？

正社員として、多くの仕事に取り組んでいます。給与計算一つとつてもも会社ごとに異なり、法令の中で正

と一緒に暮らしている社員の方からアドバイスをいただけたこともあります。

——働く女性たちへのメッセージをお願いします。

女性が働き続けるためには、出産や介護などの壁を乗り越えなくてはなりません。どんなケースでも一人で悩まずに、周囲に相談し、協力を得ながら解決していただきたいです。

仕事を引き継いでくださいました。また、常日頃から仕事の進捗状況を全て開示し、私が急に休んでも皆さんが困らないようにしてきました。

その後、祖母は他界しましたが、代表はじめ皆さんに助けていただきながらこそ、介護を乗り越えることができたと感謝しています。祖父母

が取得了する」という目標を掲げ勉強に励んでいます。挑戦できる環境があるので、そのチャンスを活かしたいです。

講座レビュー

私たちの意識改革や小さなアクションで世の中は変化していきます。女性が本来の力を発揮するなど、ジェンダー平等実現に向けて一助となる講座を紹介します。

フォーラムプレ講座シリーズ 「メディアとジェンダーの20年」 6月8日、22日実施

第1回 ジェンダーバイアスに気づこう～CMが炎上するワケ～

第2回 ジェンダー表現とメディアリテラシー

講師：フェリス女学院大学 教授 諸橋 泰樹さん



新聞やテレビ、CMなどで「この表現っておかしい」と気になったり、違和感を持ったりしたことはありませんか？男は仕事、女は家庭というような性別役割分担やステレオタイプ的な見方、セクシュアリティの強調、無意識の偏見に基づくものなど、ジェンダーバイアス（社会的・文化的差別あるいは性的偏見）のかかった情報が今も発信され続けています。

また、近年、メディアの多様化や私たちを取り巻く社会のメディア環境も大きく変容しています。

こうした問題をジェンダーの視点で読み解くこと、メディア表現に対するメディアリテラシーの重要性を豊富な素材・事例をもとに学びました。

参加者 ● 何気なく見ていたCMに、こんなにもたくさんのジェンダーバイアスが隠れていたことに驚きました。

の声 ● メディアの構成を分析してみたことで、はっきりと見えてくるものがありました。

女性のための起業準備講座 「起業の基礎知識」 7月5日、12日実施

第1回 やりたいことを叶えるために必要なことと起業の体験談

第2回 これならできる起業準備と進め方

講師：株式会社 PLUS-Y 代表取締役 永田 洋子さん



プチ起業・ママ起業など、働く選択肢の一つとして起業を目指す女性を対象に、準備講座を2回連続で実施しました。

1日目は、起業のスタイルや基礎知識など起業の実情に関する情報提供や実際に起業された方の体験談などから学び、自分の夢やアイデアを「わたしの起業プランシート」を使って文章化することで、気持ちを明確に整理していました。

2日目は、起業のための準備プロセスとして、5つのステップについて学び、問題の発見や解決に役立つリサーチの重要性などを知るとともに、モデル事例をもとに小さな一步を踏み出すために必要な事業プランについて、資金調達や関係法規など、幅広い観点から検討しました。

今回の講座を通じて、目的を同じくする参加者同士の交流やグループワークでの情報交換、講師や先輩起業家の方たちからの助言などで、目指す起業に対する強い想いやイメージが膨らみ、参加者の皆さんのが準備を進める推進力となりました。

参加者 ● 参加者の方たちのいろいろな意見を聞くことができて、起業に向けてモチベーションが上がりました。

の声 ● ずっと不安がありましたが、小さな一步から始めてみようと思えました。

出前講座のご案内

千葉市男女共同参画センターの「出前講座」を利用してみませんか？

ハラスメント・DV・ワークライフバランス・LGBTなど、男女共同参画に関するテーマで地域や事業所・大学などへ伺い講座を実施します。日時や所要時間はご要望に応じます。費用は無料。お気軽にお問い合わせください。

ハーモニー推進事業者募集中!!

男性も女性も働きやすい職場環境づくりを推進している事業者の方、

ハーモニー推進事業者(千葉市男女共同参画推進事業者)に登録し、働きやすさをPRしてみませんか?

男性の
育休取得を
推進している!

女性を
積極的に管理職に
登用している!

対象

市内に事務所または事業所を有する企業、法人、協同組合等
※営利・非営利は問いません。

登録要件

次に掲げる取り組みのいずれかを行っている、または取り組みを進めようとする事業者
(1)女性の職域拡大や登用のための積極的な取り組み
(2)仕事と家庭の両立を支援するための積極的な取り組みであって、
その取り組みが活用されていること
(3)その他、男女共同参画による働きやすい職場づくりに向けた積極的な取り組み

登録方法

申請書に必要事項を記入のうえ、千葉市男女共同参画課へご提出ください。
申請書は千葉市ホームページからダウンロードすることができます。

登録すると…

- ①登録証と登録マークを交付します。
- ②市ホームページや情報誌などで事業者名や取り組み内容を掲載します。



現在登録されている81事業者のさまざまな取り組みを、
市ホームページで紹介しています。

千葉市 ハーモニー推進事業者



千葉市パートナーシップ宣誓制度を実施しています

千葉市では、「すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現」を目指す取り組みの1つとして、「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

パートナーシップ 宣誓制度とは?

- LGBTの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度です。
- 宣誓は、「パートナーシップ宣誓証明書」「パートナーシップ宣誓証明カード」で証明することができます。

● 市民・事業者等の皆さまへのお願い

本制度は、法律上の効果(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、宣誓者同士のパートナーシップの関係を尊重し、どんな立場や境遇の方も不利益を被ることなく暮らしていく社会を作っていくことは、すべての方にとって意義があり、社会の活力につながります。

このような趣旨を皆さんにご理解いただき、本制度を活用いただける場が増え、本制度利用者が異性カップルや婚姻している方々と同じサービス・対応などを受けることができる社会が実現するよう、ご協力をお願いします。

制度の利用・お問い合わせなど詳しくは市ホームページをご確認ください。

千葉市 パートナーシップ



【このページのお問い合わせ】千葉市男女共同参画課 TEL:043-245-5060 FAX:043-245-5539

知ってる?

ミライを支えるキーワード

「男女共同参画社会」って何?

皆さん、「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがありますか?

平成11年6月23日、国は「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5本の柱を基本理念とした男女共同参画社会基本法を公布・施行しました。

その基本法で、「**男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会**」(第2条)と規定しています。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するための取り組みを進めていくことは、緊要な課題であるとされています。

千葉市では、同法の趣旨に則り、各種の施策を積極的に展開し、男女共同参画社会の実現を目指して「千葉市男女共同参画ハーモニ一条例」を制定しました(平成14年9月25日公布・同15年4月1日施行)。

相談

*相談は無料。相談内容の秘密は厳守いたします。

*千葉市在住・在勤・在学の方のための相談です。家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体の悩みなど、心の整理のお手伝いをいたします。

ハーモニー相談(女性)

開館時間中に下記事務室まで電話にてご予約ください。

開館時間および電話番号は下記参照。

男性相談

TEL: 043-209-8773

毎週金曜日／18:30～20:30

情報資料センター

男女共同参画に関する専門資料等を中心に、職場、地域、家庭などさまざまな場で役立つ情報を収集・提供しています。



千葉市男女共同参画センター

<指定管理者>

公益財団法人千葉市文化振興財団
(ハーモニー・プラザ管理運営共同事業体構成団体)

〒260-0844

千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニー・プラザ内

TEL:043-209-8771 FAX:043-209-8776

【開館時間】火～土曜日9:00～21:00／日曜日9:00～17:15

【休館日】月曜日、祝日、年末年始

<http://www.chp.or.jp>



アクセスの案内

電車利用の場合

●京成電鉄千原線「千葉寺駅」下車、徒歩6分

バス利用の場合

●JR千葉駅東口2番バス乗り場から千葉中央バス(県庁・星久喜台経由)「千葉リハビリセンター行」「誉田駅行」「鎌取駅行」「大宮団地行」等に乗車し、「ハーモニー・プラザ」下車(1時間に6～8本)

●JR蘇我駅東口2番バス乗り場から「大学病院行」に乗車し、「ハーモニー・プラザ」下車(1時間に2～3本)

※駐車場に限りがあります。ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。